

## 女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動取組状況（令和7年6月）

○女性活躍推進法第19条第6項の規定により、行動計画に基づく取組の実施状況を公表します。

## 管理職的地位にある職員

目標：令和7年度までに、管理職的地位にある職員に占める女性割合を、10%以上にする。

令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
女性	0	0%	女性	1	20%	女性	1	20%	女性	0	0%
男性	6	100%	男性	4	80%	男性	4	80%	男性	5	100%

## 男性職員の配偶者出産休暇

目標：令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上にする。

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)

## 女性職員の育児休暇取得

目標：育児休暇を取得する女性職員の割合を100%維持する。（ただし、特別な事情により希望しない場合は除く。）

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)	0	(制度利用可能職員なし)